

建設業における労働災害労働災害防止対策について

滋賀労働局 彦根労働基準監督署

1

- 労働災害発生状況

ひと、くらし、みらいのために

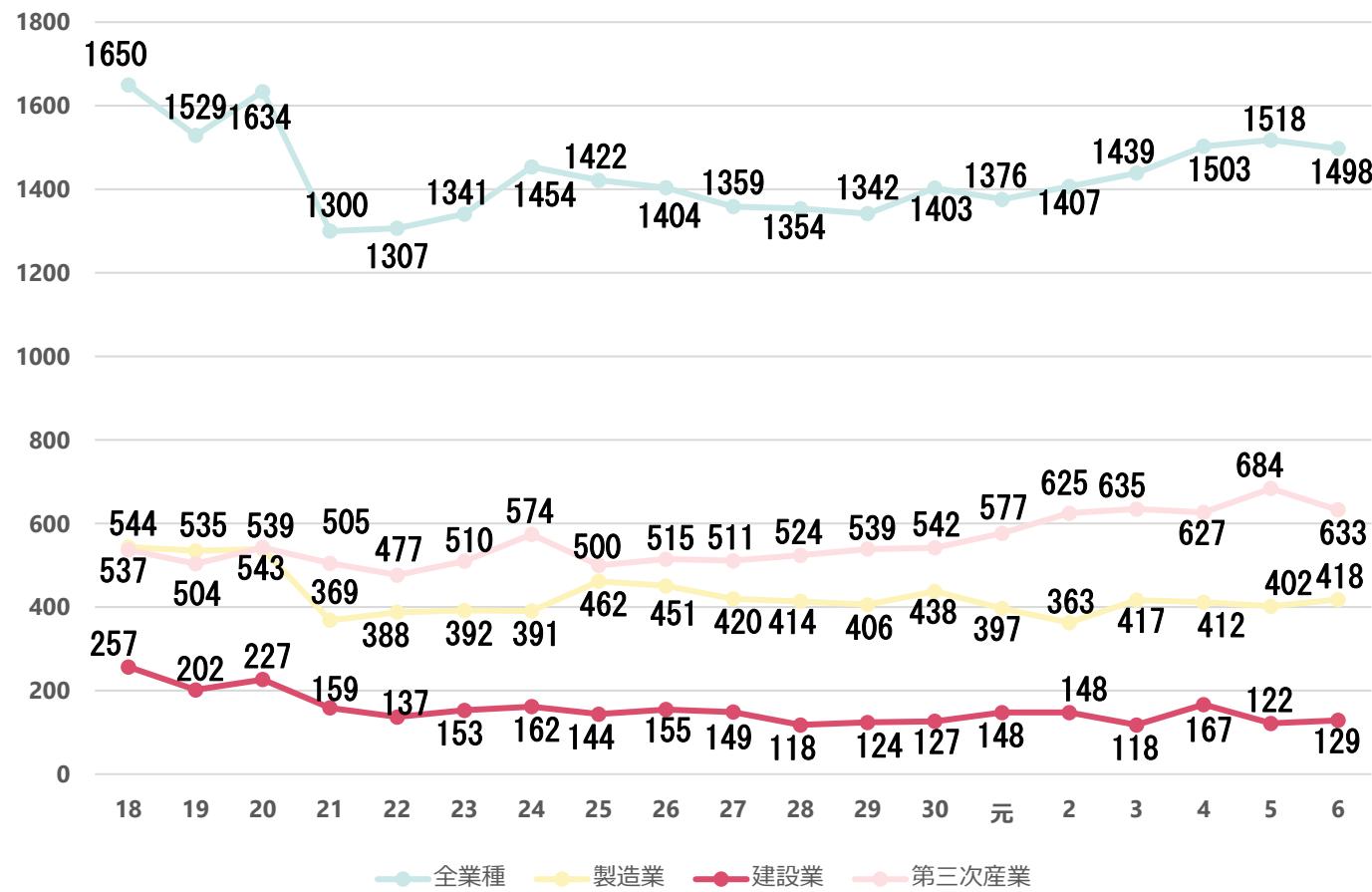


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

滋賀局の労働災害発生件数の推移

滋賀局管内における労働災害発生件数は、全業種合計では令和5年までの4年連続の増加に歯止めがかかり、1498件となりましたが、建設業の労働災害発生件数は前年比で増加しており、また、死亡災害を含めた重篤な災害も複数発生しています。

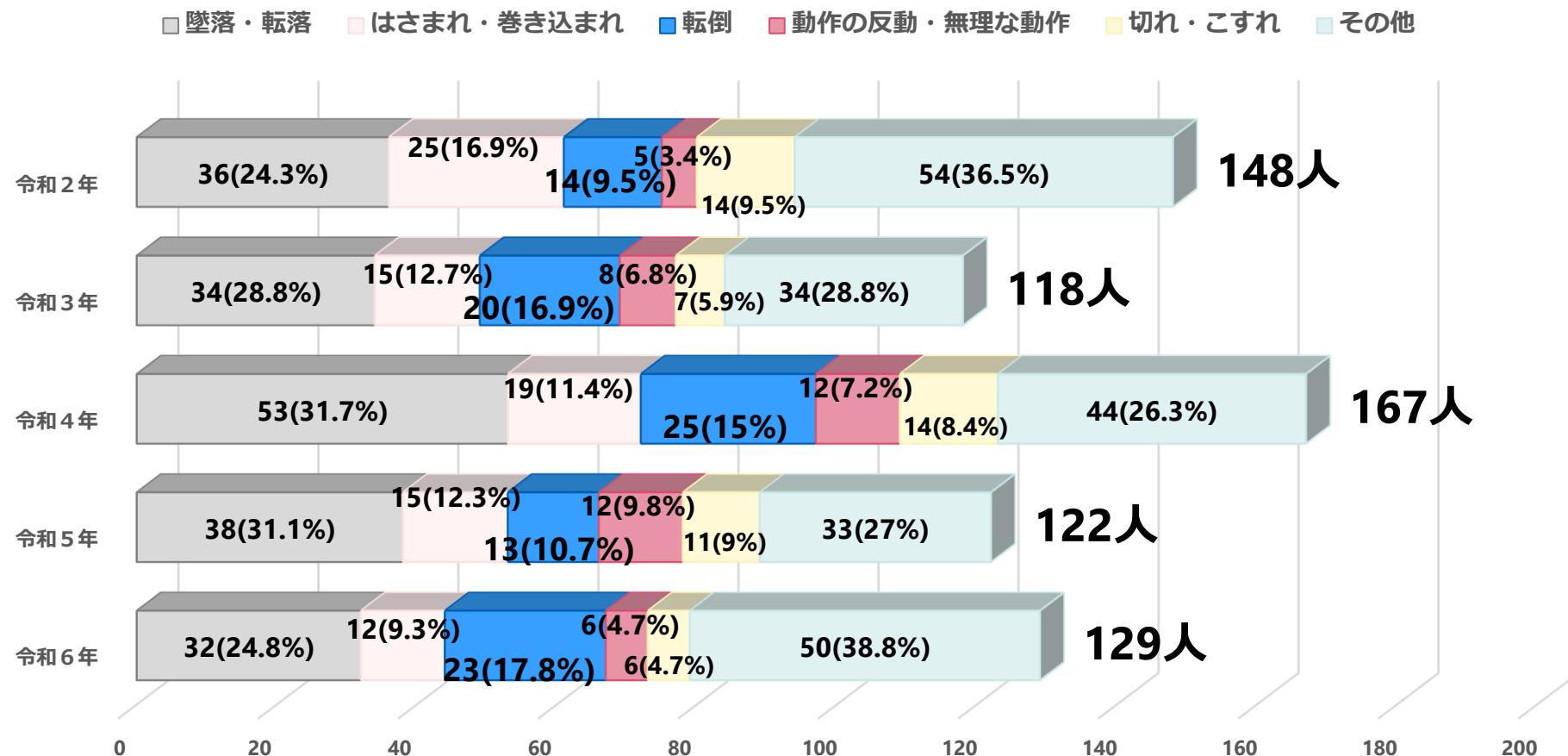
休業4日以上の死傷者数の推移（新型コロナ関係除く）



建設業における事故の型別労働災害発生件数

滋賀局管内の建設業における令和6年の事故の型別労働災害発生件数の割合は、「墜落・転落」が最も多く、これ以外では、「転倒」、「はされ・巻き込まれ」の順となっています。

事故の型別死傷災害発生状況【建設業】



彦根署管内全業種の事故の型別労働災害発生状況

令和6年・令和7年12月末時点速報値、コロナ除く。

墜落・転落災害の増加は、
増加傾向。

転倒災害の増加が顕著。

R7.12末時点速報値

全業種	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
R6.1～R6.12	29	48	22	20	20	46	12	46	47	270
R7.1～R7.12	35	98	9	11	16	21	16	31	40	266
増減	6	50	-13	-9	-4	-25	4	-15	-7	-4

建設業	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
R6.1～R6.12	7	3	0	7	6	5	1	3	9	34
R7.1～R7.12	6	4	0	3	2	1	0	2	4	19
増減	-1	1	0	-4	-4	-4	-1	-1	-5	-15

建設業における死亡災害発生状況

滋賀局管内で発生した令和6年の死亡災害発生状況及びその概要は以下のとおりです。

番号	業種	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生概要
1	鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業	1月 13時頃	墜落・転落	鉄骨工 30代	新築工事の鉄骨建て方作業において、ラフタークレーンでつり上げた鉄骨柱を梁にボルト固定するために、鉄骨柱に取り付けられた胴縁上を歩いていた被災者が、5.8m下の地面に墜落したもの。
2	新聞販売業	3月 3時頃	交通事故	新聞配達 30代	ミニバイクに乗車し新聞配達中、交差点で乗用車と出会い頭に衝突したもの。
3	道路建設工事業	3月 11時頃	激突され	作業者 60代	進入路整備工事における立木の伐採作業中、枝集めを行っていた被災者が倒木付近に倒れているところを発見されたもの。
4	産業廃棄物処理業	7月 12時頃	はさまれ・ 巻き込まれ	作業者 80代	被災者は、圧縮成型機の内部に溜まる屑をエアーブローで吹き飛ばす作業を行っていた。操作盤で機械を運転していた同僚が電源を切り移動中に、被災者が機械の本体フレームと可動フレームとの間に挟まれているところを発見したもの。
5	道路建設工事	9月 13時頃	はさまれ・ 巻き込まれ	作業者 60代	道路舗装補修工事において、別の作業者が搭乗型ローラーを運転して土砂を転圧していたところ、走行範囲に立ち入った被災者が轢かれ、死亡したもの。
6	産業廃棄物処理業	9月 15時頃	はさまれ・ 巻き込まれ	作業者 20代	再生碎石プラントにおいてコンクリートガラの破碎作業中、被災者が破碎設備に設けられたベルトコンベヤーのロール部と地面との間に挟まれた状態で発見されたもの。
7	新聞販売業	10月 4時頃	交通事故	新聞配達 70代	新聞配達のため軽トラックを運転中、対向車線から右折した別のトラックと衝突したものの。
8	道路建設工事業	10月 9時頃	崩壊・倒壊	作業者 50代	地山による壁を設置する作業中、よう壁を支えるサポートが外れたためこれを拾いに地山とよう壁との間に立ち入ったところ、倒れたよう壁と地山との間にはさまれたもの。
9	新聞販売業	10月 6時頃	交通事故	新聞配達 60代	業務を行っていた新聞配達員が、道路上で倒れていたところを発見され、その後死亡が確認されたもの。
10	木造家屋建築工事業	12月 14時頃	転倒	作業員 50代	ドラグショベルをトラックに積込むため、荷台にバケットを突き支えにしてクローラの前方を持ち上げた際に、ドラグショベルが横転し、運転席から投げ出された被災者がヘッドガードに胸部を挟まれたもの。

建設業における死亡災害発生状況

滋賀局管内で発生した令和7年の死亡災害発生状況及びその概要は以下のとおりです。

番号	業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	災害発生の概要
1	畜産業 (12人)	3月 10時頃	激突され	作業者 50代	トレーニングセンター内の馬場において、被災者が取扱馬を引いていたところ、当該馬が突然暴れだし、後ろ足で背部を蹴られ負傷したが、入院先の病院で肺塞栓を発症し、令和7年4月に死亡したもの。
2	建設業 (2人)	6月 10時頃	墜落・転落	配管工 50代	マンションの新築工事現場において、配管材(約10kg)を各階の設置箇所に運ぶ作業を被災者を含む5人で行っていたところ、1階エレベーター乗り場付近を通りかかった作業員がエレベーターピット内で流血し倒れている被災者を発見したもの。
3	運送業 (46人)	7月 5時頃	交通事故 (道路)	運転手 60代	被災者が最大積載量2トンの小型トラック(平ボディー)を運転し、国道1号線を名古屋方面に向け走行していたところ、前方で信号待ちで停車していた最大積載量4トンの中型トラック(平ボディー)に追突したもの。
4	警備業 (117人)	8月 21時頃	交通事故 (道路)	警備員 50代	被災者が湖南市夏まつり2025の雑踏誘導警備業務を県道4号線にて行っていたところ、草津方面から水口方面に向かって走行していった乗用車に轢かれたもの。
5	畜産業 (4人)	8月 14時頃	墜落・転落	作業者 70代	飼料用のトウモロコシの収穫作業に従事していた被災者が、収穫したトウモロコシを保管するサイロにおいて、高さ約2.6メートルに積み上げた飼料にビニールシートを被せるため、飼料の上にあがり、ビニールシートを引っ張り上げていた際、飼料から墜落したもの。
6	運送業 (7人)	9月 9時頃	交通事故 (道路)	運転手 70代	工事現場に向かうため、林道を走行していたところ対向するコンクリートミキサー車が来たが、道幅が細く離合出来ないので、被災者は離合できる場所まで後退していたところ、路肩から車両ごと斜面に転落したもの。
7	その他の林業 (22人)	10月 9時頃	その他の 転倒	作業者 70代	伐倒木を持ち上げるため、伐倒木の下に棒を差し入れ、別の伐倒木に左足を掛けて力を入れてたところ、左足を掛けていた伐倒木が動き、バランスを崩した被災者が転倒した。このとき、左足を掛けていた伐倒木に左足と臀部を強打し、骨盤部の骨折により、出血性ショックを起こしたもの。
8	運送業 (1人)	11月 10時頃	交通事故 (道路)	運転者 60代	国道を軽貨物自動車を運転し走行中、緩やかなカーブで中央線をはみ出し対向車線を走行してきた大型トラックと正面衝突したもの。

- 監督指導等実施時の指摘事例



確実に実施 安全対策（土木編）

監督指導時の主な指摘事項をご紹介します。

同じような作業はありませんか。今一度、ご確認をお願いします。

ドラグ・ショベルの用途外使用（安衛則164条）

掘削用機械のドラグ・ショベルの中には、移動式クレーン仕様のものがあり、2つの機械の使い分けが可能です。

鉄板やフレコンバッグなどをつり上げる際に、バケット付け根のフックを使用することになりますが、**移動式クレーンモードへの切替**が必要です。

ドラグ・ショベルの状態でもつり上げは可能ですが、旋回速度などが制限されておらず、労働災害のリスクが高まります。

【参考】作業計画をお忘れなく！内容が異なります。

- ・ドラグ・ショベル（安衛則155条）
- ・移動式クレーン（クレーン則66条の2）

はしごの立てかけ（安衛則527条）

地山掘削等により、地上と作業箇所の移動設備が必要になることがあります。

はしごの使用を選択した場合、はしごの転位防止のために、以下の措置が必要です。

- ①はしごの上方を建築物等に取り付け
- ②他の労働者がはしごの下方を支持

掘削面への立入で②で措置していると言われることがありますが、最初の1人はどのようにして立ち入ったのでしょうか。

昇降位置を動かす必要がない場合は、はしごを固定し、作業場所が点在している等の場合は、都度支持するよう、場面に応じた工夫をお願いします。

確実に実施 安全対策（建築編）

主な足場関係の規制（各々例外規定があります）

足場は、**最大積載荷重**を定め、掲示等により周知しなければなりません。（労働安全衛生規則第562条）

足場の作業床は、幅40cm以上、床材間のすき間は3cm以下、床材と建地のすき間は12cm未満としなければなりません。（労働安全衛生規則第563条）

足場の墜落防止措置として、枠組足場であれば**交差筋交い及び下さん等**、枠組足場以外のくさび繋結式足場等であれば、**手すり及び中さん等**を設けなければなりません。（労働安全衛生規則第563条）

足場からの物体落下防止措置として、**幅木やメッシュシート等**を設けなければなりません。（労働安全衛生規則第563条）

必要があり、足場の手すり等を外し、その場所で作業を行う際には、要求性能墜落制止用器具を使用させ、他の労働者の立入りを禁止し、また、必要がなくなれば**直ちに手すり等を復旧**しなければなりません。（労働安全衛生規則第563条）

足場の点検は、**毎日その日の作業開始前**に行わなければなりません。また、**組み立て時、一部変更時、悪天候や地震後**にも点検を行う必要があり、この点検は、項目が労働安全衛生規則で定まっており、また、記録の作成・保存も義務付けられています。（労働安全衛生規則第567条）

鋼管足場は、**筋交いで補強**し、また、**壁つなぎ又は控えを設けなければなりません**。（労働安全衛生規則第570条）

3

- 各種労働災害防止対策について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者、
雇用主の
皆さんへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないかでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント 1 はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

P 2 参照

ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

P 3 参照

ポイント 3 はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

P 4 参照



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立に起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。



ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

脚立

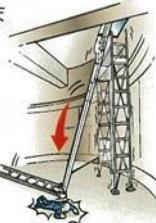
No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



No. 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持つて脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。



出典：「シリーズ・ここの危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



【安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）】



脚立の安全使用のポイント



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

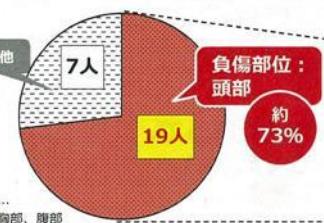
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

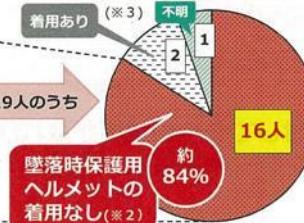
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していました（平成27年集計）
出典：災害調査復旧会議

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位（平成27年分（26人））



② 墜落時保護用ヘルメットの有無
〔頭部負傷の場合のみ集計（19人）〕



※2…①あご紐の着用が不十分で墜落中にヘルメットが外れた場合、②飛来・落下物用のみのヘルメットを着用していた場合を含む。
※3…着用ありのケースでは、墜落高さがいずれも4mを超えていた。

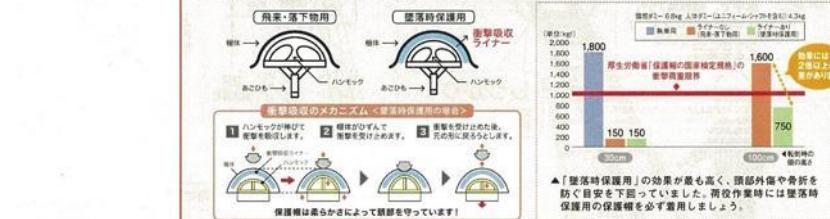
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では機体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは兼用効果を知つてもらいため、「兼用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフで示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。

協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) http://japan-helmet.com、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！

（着用時 5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確實に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に①と③を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)



①要チェック！
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

②参考
あご紐と耳ひもの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。
(H29.3)

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



(R3. 3)

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょ！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ 2 m 以上の作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょ！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



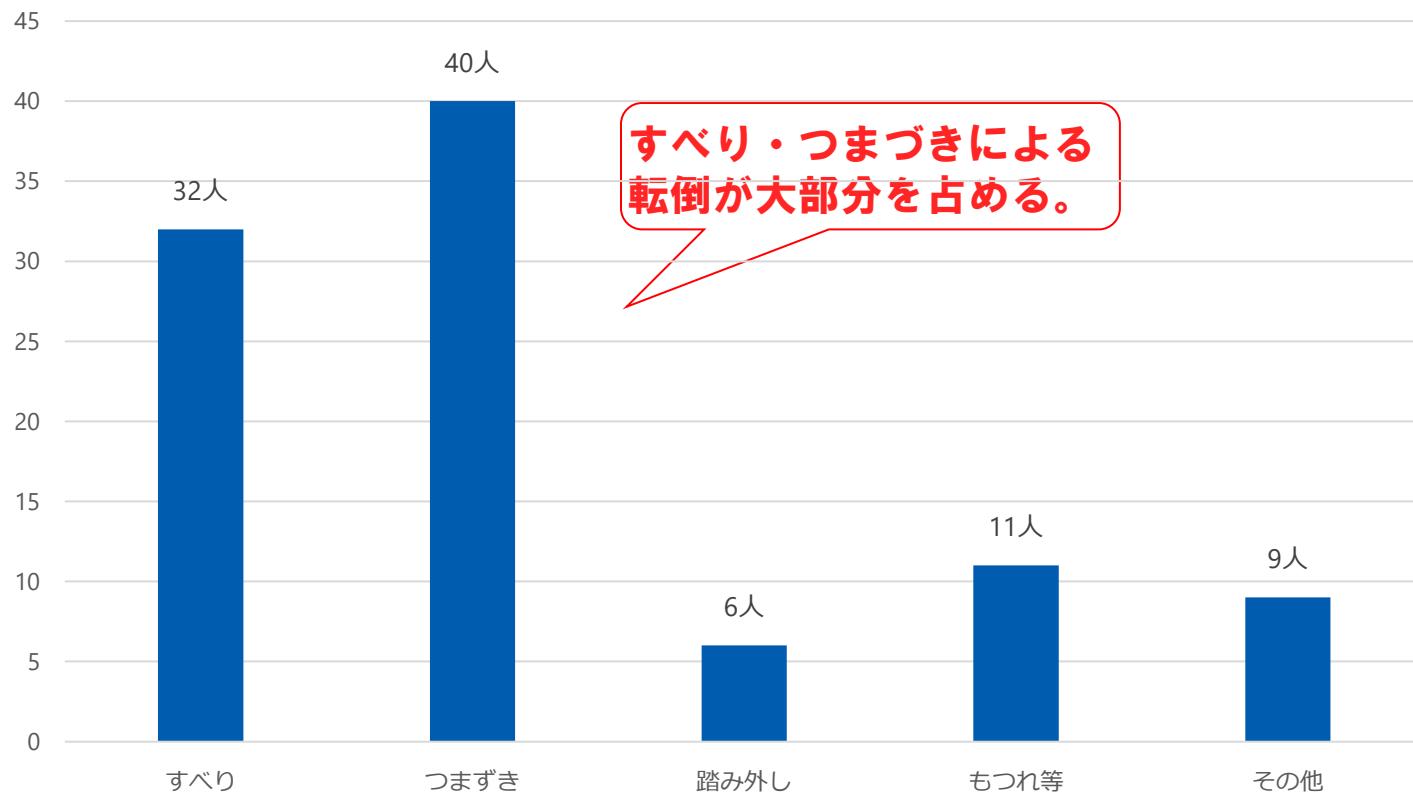
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3. 3)



彦根署管内令和7年転倒災害統計 (令和7年12月末速報値)

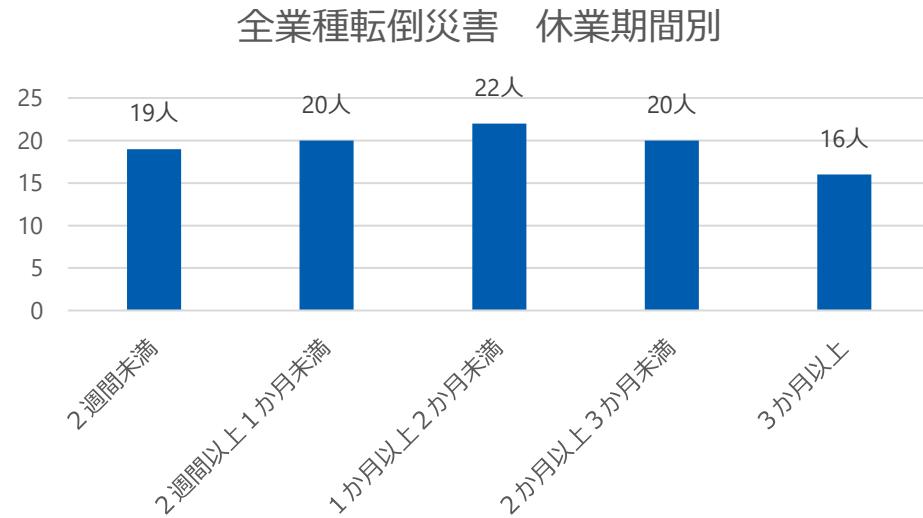
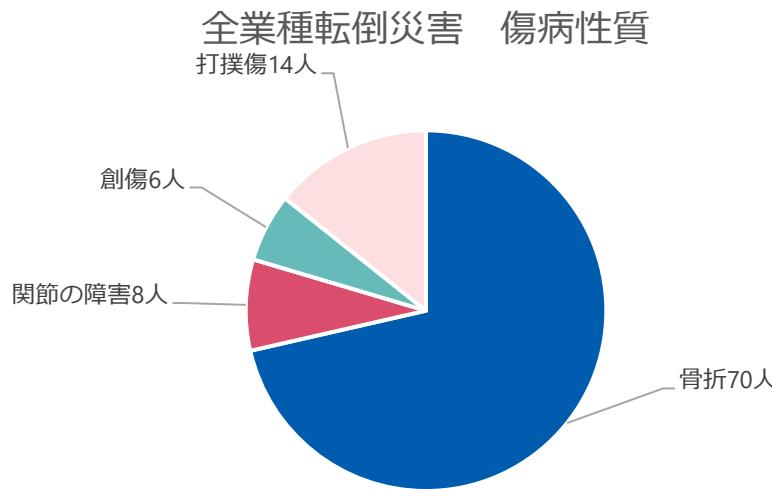
全業種 転倒の要因別





彦根署管内令和7年転倒災害統計 (令和7年12月末速報値)

休業4日以上となる転倒災害では、骨折に至っている事例が非常に多い。
そして、約6割が1か月以上の休業を伴う。

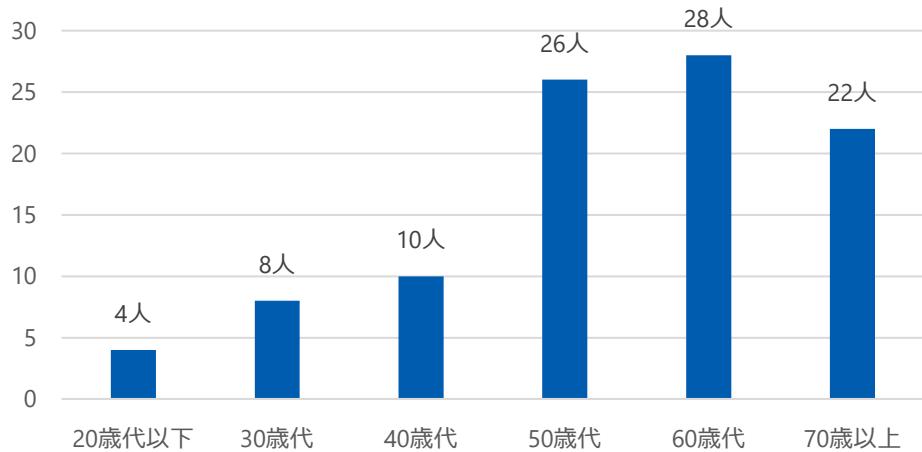




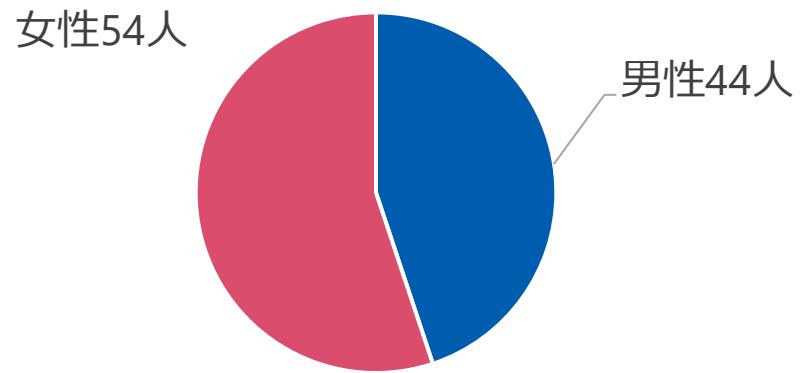
彦根署管内令和7年転倒災害統計 (令和7年12月末速報値)

60歳代以上の労働者で5割以上を占めている。
男女比を確認すると、比較的女性が多い。

全業種転倒災害 年齢別



全業種転倒災害 男女別





転倒災害防止のポイント

つまずき

何もないところで転倒、足がもつれて転倒（27%）

転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入

作業場・通路に放置された物につまづいて転倒（16%）

バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底

通路等の凹凸につまづいて転倒（10%）

敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまづいて転倒（8%）

適切な通路の設定

敷地内駐車場の車止めの「見える化」

作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っ掛けで転倒（8%）

設備、什器等の角の「見える化」

作業場や通路のコードなどにつまづいて転倒（7%）

※引き回した労働者が自らつまづくケースも多い

転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

滑り

凍結した通路等で滑って転倒（25%）

従業員用通路の除雪・融雪
凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する

作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）

水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)

水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）

滑りにくい履き物の使用
防滑床材・防滑グレーティング等の導入、
摩耗している場合は再施工
隣接エリアまで濡れないよう処置

雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）

雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う





職場における腰痛予防対策指針



職場での腰痛を予防しましょう！ 「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上の職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

■ 指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に取り組むことができます。

（抜粋）重量物の取り扱い

・重量物の取り扱いについては機械による自動化や台車・昇降装置などの使用により省力化を図る。

・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性（満18歳以上）は体重の概ね40%、女性（満18歳以上）は男性が取り扱う重量の60%程度とする。

例 男性で体重が60kgの場合は荷の重量24kgまで。女性で体重が50kgの場合は、荷の重量12kgまで。原則は、機械による自動化や、台車の使用による省力化を。



業種別労働災害の防止について

個人事業主に対する安全衛生対策

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人**
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等**

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則

業種別労働災害の防止について

個人事業主に対する安全衛生対策

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

業種別労働災害の防止について

個人事業主に対する安全衛生対策

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
- ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならぬ旨を周知することが推奨されます。

業種別労働災害の防止について

個人事業主に対する安全衛生対策

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います



業種別労働災害の防止について

個人事業主に対する安全衛生対策

作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講すべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。